

平成 25 年 10 月 1 日

## 国土交通省・一般社団法人環境不動産普及促進機構とのパートナー協定の締結について

名古屋銀行（頭取 中村 昌弘）は、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構とパートナー協定を締結し、耐震・環境不動産形成促進事業及び改正不動産特定共同事業法の活用を希望するお客さまに対し、相談対応及び情報提供を開始いたします。

### 記

#### 1. 改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業の概要

老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、商業施設等ニーズの高い不動産や耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進するもの

#### 2. 契約日 平成 25 年 10 月 1 日（火）

#### 3. 「改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定」の内容

- 契約者
  - ・国土交通省
  - ・一般社団法人環境不動産普及促進機構
  - ・株式会社名古屋銀行
- 目的
  - ・改正不動産特定共同事業法の事業及び耐震・環境不動産形成促進事業の実施について、三者が連携を図ることにより、地域における老朽・低未利用の不動産の再生を促進すること目的として基本的な事項を規定
- 連携事項
  - ①国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構は両事業について  
当行へ情報提供
  - ②当行はお客さまに対し両事業について周知活動を実施
  - ③当行は当事業の見込案件について、お客さまのご要望に応じて一般社団法人環境不動産普及促進機構を紹介し、更に当機構が認めた場合は、当事業を運営するファンドマネージャーをお客さまに紹介
  - ④当行は両事業を対象とした個別案件について、与信等の取組みを検討

以 上